

## 志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出について

平成13年6月1日  
北陸電力株式会社

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、志賀原子力発電所に係る原子力事業者防災業務計画(修正案)について、石川県及び志賀町との協議を行ってまいりましたが、5月28日に協議が終了いたしました。

この協議内容を踏まえ、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

また、本計画は、当社原子力情報コーナーで公開いたします。

- ・添付資料

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

- ・資料公開場所（6月1日より公開）

当社 原子力情報コーナー

(1)アリス館志賀（志賀町）

開館時間：9：00～16：30

休館日：年末年始（12/28～1/4）

(2)ワンダー・ラボ（富山市 アバンプレイス）

開館時間：10：30～18：30

休館日：毎週月曜日、年末年始（12/31～1/3）

以上

## 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表いたします。

平成13年6月1日  
北陸電力株式会社

### 1. 修正の目的

平成12年6月に「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を作成したが、今回、省庁再編、地域防災計画修正等を踏まえ、修正を行った。

### 2. 修正年月日

平成13年5月29日

### 3. 修正の要旨

項目	概要	修正内容
名称等の変更	省庁再編に伴う省庁名称等の変更	以下のような名称変更及び通報先の整理を行った。 (例)・通商産業省 経済産業省 ・科学技術庁長官 文部科学大臣 等
	本店災害対策組織の班名称等の変更	以下のような名称変更を行った。 (例)・社長室班 労務厚生班 ・資材班 購買班 等
地域防災計画との整合	オフサイトセンター備え付け資料の自治体への提出	修正された地域防災計画では、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に備え付ける資料の写しを石川県知事及び志賀町長へ提出することとなっており、それとの整合を図った。

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

以上